

業 務 仕 様 書

1 業務名

岩手県立大学タグライン制作業務

2 目的

本学の一貫したブランドイメージの発信、定着促進のため、公立大学法人岩手県立大学が設置する岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）の理念や価値、社会や生活者との約束を、簡潔に表現したフレーズとして「岩手県立大学タグライン」を制作し、本学の刊行物、ウェブサイト等の情報発信で活用していく。

なお、使用期間は、第四期中期計画期間（令和5年から令和10年度までの6年間）を想定しているが、延長する場合があること。

3 委託期間

契約締結日から令和5年8月31日まで

4 業務内容等

(1) 制作方針

受託者は、次の制作方針に基づき、岩手県立大学タグラインを制作すること。

ア 本学らしさ、本学が社会に伝えたいメッセージが表現されたタグラインとすること。

イ 社会やそこに暮らす人々、大学の構成員からの共感が得られるタグラインとすること。

ウ 認知性、共感性が高く、新鮮味を備えているタグラインとすること。

(2) 業務内容

受託者は、次のアからエまでの業務を行うこと。

ア 岩手県立大学タグラインの制作

(ア) 受託者は、本学の理念や価値、社会やそこに暮らす人々との約束を、簡潔に表現したフレーズを制作すること。

(イ) 岩手県立大学タグラインの文字数は、10～15文字程度とすること。

(ウ) 受託者が提案したタグライン案は、学内の幹部、教職員及び学生から構成される「タグライン調整会議」において協議の上、調整を依頼する場合があること。その場合において、受託者は、再度の提案をすること。なお、第1回タグライン調整会議は、令和5年4月10日に本学において開催予定であり、受託者も出席すること。

イ 岩手県立大学タグラインと本学ロゴマークを組み合わせたタグライン&ロゴの制作

(ア) 受託者は、岩手県立大学タグラインを本学のロゴマーク（以下「本学ロゴマーク」という。）と組み合わせたデザイン（以下「タグライン&ロゴ」という。）を令和5年4月7日（金）までに、複数案制作し、本学に提案すること。

資料 2

- (イ) タグライン&ロゴは、タグライン調整会議において協議の上、決定する。
- (ウ) 受託者は、タグライン調整会議において、受託者から提案されたタグライン&ロゴ案が決定に至らなかった場合は、再度の提案をすること。
- (エ) タグライン&ロゴのデザインは、描画ソフトにより制作すること。(手書きは不可)
- (オ) 納品について
データの形式は、AI 形式及び PNG 形式とし、別途指定する日までに、DVD に保存の上納品すること。

【参考】タグライン&ロゴのイメージ

岩手県立大学	岩手県立大学盛岡短期大学部	岩手県立大学宮古短期大学部
		

ウ 岩手県立大学タグライン&ロゴ使用ガイドライン（仮称）の作成

- (ア) 受託者は、上記イのタグライン&ロゴについて、次の「ガイドラインに定める事項の例」を参考に本学と協議の上、岩手県立大学タグライン&ロゴ使用ガイドライン（仮称）を作成すること。

ガイドラインに定める事項の例

- ・ サイズ
- ・ フォント
- ・ カラー指定
- ・ アイソレーションエリア（タグライン周りの余白）
- ・ 表示色と背景色の関係（背景色とロゴの視認性）
- ・ 使用例
- ・ 使用禁止例

- (イ) タグライン&ロゴの使用者の資格、使用許可申請、使用料等については、既存の本学ロゴマークについての規定「岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学短期大学部のロゴマークに関する規程」を準用する。
- (ウ) 納品について
データの形式は、PDF 形式とし、別途指定する日までに、DVD に保存の上納品すること。

エ タグライン&ロゴを使用したバックパネルのデザインの制作

- (ア) 受託者は、タグライン&ロゴを使用したバックパネルのデザインをすること。
- (イ) バックパネルのサイズ：幅 2, 265 mm 高さ 2, 265 mm
- (ウ) 納品について
データの形式、納品期日、及び納品方法については、別途指示する。

資料 2

5 制作上の留意点

(1) 調整

受託者は、事業実施に当たり、本学と綿密な打合せを行うこと。

また、受託者は業務遂行の過程で、本学から修正を求めることがあることをあらかじめ了知し、これに対応すること。

(2) 報告及び打合せの義務

受託者は、本学と緊密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打ち合わせを行うこと。

(3) 報告及び打合せの義務

岩手県立大学タグライン案は、受託者自身が本業務に当たり創作した未公表の作品とし、他の企画競争入札やコンテスト等への応募や発表予定はないものであること。また、本学の同意無しに他で公表しないこと、かつ、他の用途に用いないこと。

(4) 他大学のタグラインとの同一性、類似性に関する調査

受託者は、考案したタグラインが、他大学の決定したタグラインと同一又は類似とならないよう、あらかじめ調査すること。受託者が認識している限り第三者の著作権、意匠権その他の知的財産権の一切の権利を侵害してはならないこと。なお、調査は、自前によるもの、弁理士等によるもの、いずれでも差し支えない。

また、本学は、完成した岩手県立大学タグラインの商標登録を申請する予定であること。

(5) スケジュール

本学は、令和 5 年 6 月 19 日に開催予定である開学 25 周年記念式典において岩手県立大学タグラインを発表する予定であること。

6 権利の帰属

(1) 本業務において新たに発生した 4 (2) アからエまでの成果品の著作権、意匠権及びその他の権利は全て本学に帰属する。受託者は本学の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

(2) 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

7 留意事項

(1) 関係法律の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たって、関係する法律等を遵守しなければならない。

(2) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を本学に対して文書で報告しなければならない。

資料 2

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 本学は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 本学は、上記「(2) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者による本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に本学に対して文書により通知しなければならない。

(4) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

- ア 受託者は、本学に対し、岩手県立大学タグラインが第三者の著作権、著作者人格権、及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー権又は肖像権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。
- イ 岩手県立大学タグラインに関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。